特定の分野に係る育成就労制度運用要領

－漁業分野の基準について－

令和8年11月
法務省・厚生労働省・農林水産省編

（制定履歴）
令和8年11月6日公表

○　法務大臣及び厚生労働大臣は、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成28年法律第89号。以下「法」という。）第7条の2第1項に基づき、育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護を図るため、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する基本方針について」（令和7年3月11日閣議決定。以下「基本方針」という。）にのっとり、分野を所管する行政機関の長等と共同して、分野ごとに育成就労に係る制度（以下「育成就労制度」という。）の運用に関する重要事項等を定めた育成就労に係る制度上の運用に関する方針を定めなければならないとされ、漁業分野についても「漁業分野における育成就労に係る制度の運用に関する方針」（令和8年1月23日閣議決定。以下「分野別運用方針」という。）が定められました。

○　法及び外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則（令和7年法務省・厚生労働省令第4号。以下「規則」という。）においては、各分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該分野に特有の事情に鑑みて告示で基準を定めることが可能となっているところ、漁業分野についても、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき漁業分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準等（令和8年農林水産省告示第575号。以下「告示」という。）において、漁業分野固有の基準が定められています。

○　本要領は、告示の基準等の詳細についての留意事項等を定めることにより、漁業分野における育成就労制度の適正な運用を図ることを目的としています。

目次

第1　育成就労外国人が従事する業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

第2　育成就労外国人に求められる技能水準等・・・・・・・・・・・・・・・　7

第3　上乗せ基準等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

第4　育成・キャリア形成プログラム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37

第5　技能実習の目標となる試験と育成就労の目標となる試験の関係・・・・・38

第1　育成就労外国人が従事する業務

【関係規定】
出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一
二
（育成就労）
育成就労法第十一条第一項に規定する認定育成就労計画に基づいて、講習を受け、及び育成就労法第二条第二号に規定する育成就労産業分野に属する技能を要する業務に従事する活動

法
（認定の基準）
第9条　出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、第八条第一項の認定の申請があった場合（同項の認定を受けようとする育成就労計画が労働者派遣等監理型育成就労を行わせるものである場合を除く。）において、その育成就労計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
一　（略）
二　従事させる業務、当該業務において要する技能、日本語の能力その他の育成就労の目標及び内容として定める事項が、育成就労の区分に応じて主務省令で定める基準に適合していること。
三～十一　（略）

規則
（育成就労の目標及び内容の基準）
第13条　（略）
2　法第九条第一項第二号の主務省令で定める基準のうち育成就労の内容に係るものは、次のとおりとする。
一　従事させる業務において要する技能が次のいずれにも該当するものであること。
イ　業務区分（従事させる業務において要する技能の属する育成就労産業分野に係る分野別運用方針に規定する業務区分をいう。）に属するものであること。
ロ　同一の作業の反復のみによって修得することができるものではないこと。
二～九　（略）

基本方針（抜粋）
第三　特定産業分野及び育成就労産業分野において求められる人材に関する基本的な事項
3　育成就労外国人
（2）育成就労外国人に対しては、育成就労を終了するまでに、育成就労産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を修得していることが求められる。
当該技能の修得に向けては、育成就労分野別運用方針において定める当該育成就労

産業分野の業務区分の中で主たる技能を定めて計画的な育成・評価が行われる必要がある。

当該技能水準は、育成就労分野別運用方針において定める当該育成就労産業分野の業務区分ごとに、育成就労の開始後1年経過時までに技能検定（職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 44 条第1項の「技能検定」をいう。以下同じ。）基礎級又は相当する育成就労評価試験（育成就労法第8条第3項第6号の「育成就労評価試験」をいう。以下同じ。）により、育成就労を終了するまでに技能検定3級等又は特定技能評価試験により確認する。

第四　特定技能所属機関に係る施策並びに育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護を図るための施策に関する基本的な事項

2　育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護を図るための施策に関する基本的事項

（1）育成就労実施者の責務

育成就労実施者は、育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護について育成就労を行わせる者としての責任を自覚し、育成就労法第3条に定める育成就労制度の基本理念にのっとり、適正な労働条件の下で育成就労が実施され、育成就労外国人の人権が保護されるよう、育成就労を行わせる環境の整備に努めるとともに、国及び地方公共団体が講ずる施策に協力する責務がある。

ア　育成就労計画の策定

育成就労制度においては、育成就労産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能及び日本語能力の修得が効果的に行われるよう、育成就労分野別運用方針において定める育成就労産業分野の業務区分の中で主たる技能を定めることを始めとして計画的な育成・評価を行う必要がある。

育成就労計画は、当該育成・評価及びキャリア形成の要であることから、その策定に当たっては、講習の内容、従事させる業務の内容、時間、指導体制等についての検討を行い、育成就労の目標を確実に達成することのできる計画を策定するものとする。

育成就労実施者には認定を受けた育成就労計画に定める育成就労期間の終期まで育成就労を行わせる義務があり、監理型育成就労（育成就労法第2条第3号に規定する「監理型育成就労」をいう。以下同じ。）における監理支援機関（育成就労法第2条第11 号に規定する「監理支援機関」をいう。以下同じ。）には当該義務が適切に履行されるよう監理支援を行う義務がある。

したがって、育成就労実施者や監理支援機関の一方的な都合により、育成就労外国人が育成就労期間の途中でその意に反して帰国させられることはあってはならない。

イ　目標として定めた試験の適正な受験等

育成就労の開始後1年が経過する時まで及び育成就労を終了する時までに育成就労外国人に必要な技能及び日本語能力の試験を受けさせることは育成就労実施者の

義務であり、これを通じ育成就労外国人が修得した技能及び日本語能力の評価を行うとともに、指導内容、方法、体制等に改善すべき点がないか点検すべきである。

試験費用については育成就労実施者又は監理支援機関が負担する必要があるほか、育成就労実施者は、受け入れている育成就労外国人に確実に試験を受けさせる観点から、試験の実施者から求めがあった場合には、必要な協力をしていくことが望ましい。

なお、育成就労外国人が限られた育成就労期間の中で、効率的・効果的に技能を修得できるようにするため、育成就労実施者は、育成就労外国人を指導する立場にある育成就労指導員や育成就労計画の策定に携わる者の職業能力の更なる向上を図るべく、これらの者について技能検定その他の試験の受験等を積極的に推奨していくことが望ましい。

分野別運用方針（抜粋）

第三　育成就労制度に関する事項

2　育成就労外国人の育成に関する事項

漁業分野において設定する主たる技能は、別表3のa. 業務区分の欄に掲げる業務区分に対応し、それぞれ同表のb. 主たる技能の欄に定めるとおりとする。その上で、育成就労計画に沿って、3年間の育成就労期間を通じて当該主たる技能を修得するために必要な業務に一定時間計画的に従事させることにより、当該業務と関連するそれぞれの業務区分の範囲内の業務を経験させることとあいまって、漁業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有する人材を育成する。

4　その他育成就労制度の運用に関する重要事項

（1）業務区分及び育成就労外国人が従事する業務

漁業分野において設定する業務区分及び従事する業務は、特定技能制度と同一とする（第二2（1）参照）。

【主たる技能及び必須業務】

○　漁業分野の育成就労外国人が従事する業務区分において設定する主たる技能、必須業務等については、別紙1の育成就労計画審査基準を参照してください。

○　また、労働者派遣等の形態による育成就労の場合には、派遣先ごとに異なる分野・業務区分の業務に従事させることは認められず、派遣元事業主等及び派遣先のいずれにおいても同一の業務区分内でのみ労働者派遣等の形態による育成就労を行うこととなります。

また、業務に従事する就労先は最大3者まで認められますが、一貫した人材育成を担保する観点から、いずれか一つの就労先で一連の必須業務に従事させることが望ましく、就労先が複数の場合にも、1年間で一連の必須業務に従事させることが必要で

す。

【業務区分及び育成就労外国人が従事する業務】

○　漁業分野において設定する業務区分及び育成就労外国人が従事する業務は、本要領別表の業務区分（従事する業務）の欄に記載のとおりです。

【相談窓口】

○　育成就労外国人を受け入れようとする際に、当該育成就労外国人に従事させようとする業務が漁業分野に該当するか否か不明であるときの問合せ先は次のとおりです。

水産庁漁政部企画課

電話 ： 03－6744－2340

【確認対象の書類】

・ 育成就労計画認定申請書（省令様式第1号、第2号、第3号（1）又は第3号（2））

【留意事項】

○ 自己の雇用する外国人を、当該雇用関係の下に、かつ、他の法人・個人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させるには、派遣事業の許可が必要となります。外国人を業務に従事させるに当たっては、職業安定法令を遵守してください。なお、労働者派遣等の形態による育成就労については、第3の上乗せ基準等を参照してください。

第2　育成就労外国人に求められる技能水準等

【関係規定】

法

（認定の基準）

第9条　出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、第八条第一項の認定の申請があった場合（同項の認定を受けようとする育成就労計画が労働者派遣等監理型育成就労を行わせるものである場合を除く。）において、その育成就労計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一　（略）

二　従事させる業務、当該業務において要する技能、日本語の能力その他の育成就労の目標及び内容として定める事項が、育成就労の区分に応じて主務省令で定める基準に適合していること。

三　（略）

四　育成就労を終了するまでに、育成就労外国人が修得した技能及び育成就労外国人の日本語の能力の評価を主務省令で定める時期に主務省令で定める方法により行うこと。

五～十一　（略）

2　（略）

規則

（育成就労評価試験）

第6条　法第八条第三項第六号の主務省令で指定する試験は、個別育成就労産業分野ごとに、それぞれ当該個別育成就労産業分野に係る分野別運用方針（法第七条の二第一項に規定する分野別運用方針をいう。以下同じ。）で定める試験とする。

（育成就労の目標及び内容の基準）

第13条　法第九条第一項第二号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の主務省令で定める基準のうち育成就労の目標に係るものは、次の各号に掲げる育成就労の目標の区分に応じ、当該各号に定める事項が定められていることとする。

一　育成就労外国人に修得させる技能に係る育成就労の目標　修得させる技能に係る三級の技能検定又はこれに相当する育成就労評価試験に合格すること。

二　育成就労外国人の日本語の能力に係る育成就労の目標　本邦での生活に必要な日本語能力及び従事させる業務に必要な日本語能力を有していることが試験その他の評価方法により証明されること。

2　法第九条第一項第二号の主務省令で定める基準のうち育成就労の内容に係るものは、次のとおりとする。

一～六（略）

七　イ～ホ（略）

ヘ　育成就労外国人が本邦での生活に必要な日本語能力及び従事させる業務に必要な日本語能力を一定程度修得するために認定日本語教育機関（日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和五年法律第四十一号）第三条第一項に規定する認定日本語教育機関をいう。以下このヘ及び次号において同じ。）に置かれた就労のための課程（認定日本語教育機関認定基準（令和五年文部科学省令第四十号）第二条第二項に規定する就労のための課程をいう。以下このヘ及び次号において同じ。）において履修する授業科目の授業時間数（育成就労外国人が過去六月以内に、本邦外において、本邦での生活に必要な日本語能力及び従事させる業務に必要な日本語能力を一定程度修得するために認定日本語教育機関に置かれた就労のための課程において履修した授業科目の授業時間数を含む。）が百時間以上であること。ただし、試験その他の評価方法により本邦での生活に必要な日本語能力及び従事させる業務に必要な日本語能力を一定程度有していることが証明されている場合は、この限りでない。

ト（略）

八　育成就労外国人の日本語の能力に係る育成就労の目標を達成するために認定日本語教育機関に置かれた就労のための課程において百時間以上の授業時間数（育成就労外国人が、入国後講習において、又は過去六月以内に、本邦外において、育成就労外国人の日本語の能力に係る育成就労の目標を達成するために認定日本語教育機関に置かれた就労のための課程において履修した授業科目の授業時間数を含む。）の授業科目を履修することができるよう必要な措置を講じていること。ただし、当該目標が達成されている場合は、この限りでない。

九　前各号に掲げるもののほか、申請者の行わせる育成就労が育成就労産業分野のうち法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の分野に係るものである場合にあっては、当該特定の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該特定の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

（主務省令で定める評価）

第14条　法第九条第一項第四号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。以下この条及び次条第一項第一号ロにおいて同じ。）の主務省令で定める時期は、次の各号に掲げる時期とし、法第九条第一項第四号の主務省令で定める方法は、当該各号に掲げる時期の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

一　育成就労の対象となっていた期間（法第九条の三ただし書に該当するものとして法第八条の六第一項の認定を受けた育成就労計画に基づく育成就労の対象となっている育成就労外国人にあっては、当該認定の後に育成就労の対象となっていた期間）の合計が一年に達するまで　次に掲げる方法

イ　育成就労外国人に修得させる技能に係る育成就労の目標に係る基礎級の技能検定又はこれに相当する育成就労評価試験による方法

ロ　本邦での生活に必要な日本語能力及び従事させる業務に必要な日本語能力を一定程度有していることを証明する試験その他の評価方法による方法

二　育成就労の終了日まで　次に掲げる方法

イ　育成就労外国人に修得させる技能に係る育成就労の目標に係る三級の技能検定又はこれに相当する育成就労評価試験による方法

ロ　本邦での生活に必要な日本語能力及び従事させる業務に必要な日本語能力を有していることを証明する試験その他の評価方法による方法

2（略）

（法第九条の二第四号イの主務省令で定める期間）

第26条　法第九条の二第四号イ（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める期間は、個別育成就労産業分野ごとに、一年以上二年以下の範囲内でそれぞれ当該個別育成就労産業分野に係る分野別運用方針で定める期間（当該期間が1年を超える場合において、育成就労実施者の変更を制限する期間を1年とする旨を育成就労計画で定めているときは、1年）とする。

（法第九条の二第四号ロの主務省令で定める基準）

第27条　法第九条の二第四号ロ（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　一定の水準の技能を修得していること、一定の水準の日本語能力を有することその他の個別育成就労産業分野ごとにそれぞれ当該個別育成就労産業分野に係る分野別運用方針で定める要件を満たす者であること。

二（略）

基本方針（抜粋）

第三　特定産業分野及び育成就労産業分野において求められる人材に関する基本的な事項

3　育成就労外国人

（2）育成就労外国人に対しては、育成就労を終了するまでに、育成就労産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を修得していることが求められる。

当該技能の修得に向けては、育成就労分野別運用方針において定める当該育成就労産業分野の業務区分の中で主たる技能を定めて計画的な育成・評価が行われる必要がある。

当該技能水準は、育成就労分野別運用方針において定める当該育成就労産業分野の業務区分ごとに、育成就労の開始後1年経過時までに技能検定（職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項の「技能検定」をいう。以下同じ。）基礎級又は相当する育成就労評価試験（育成就労法第8条第3項第6号の「育成就労評価試験」をいう。以下同じ。）により、育成就労を終了するまでに技能検定3級等又は特定技能評価試験により確認する。

（3）育成就労外国人に対しては、就労を開始する前までに、日本語教育の参照枠A1相当以

上を基本としつつ、育成就労産業分野ごとに業務上必要な水準を満たす日本語能力が求められる。

当該日本語能力水準に関しては、育成就労分野別運用方針において定める当該育成就労産業分野の業務区分に対応する日本語能力の試験に合格すること又は相当する日本語講習を認定日本語教育機関（日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和5年法律第41号）第3条第1項の「認定日本語教育機関」をいう。）による就労のための課程の講習（認定日本語教育機関認定基準（令和5年文部科学省令第40号）第23条に基づく「特別の日本語教育課程」を含む。）等において受講することが求められる。

就労開始前までに当該試験に合格していない育成就労外国人については、育成就労の開始から1年経過時までに当該試験に合格することが求められる。

また、育成就労外国人に対しては、育成就労を終了するまでに、日本語教育の参照枠A2相当以上を基本としつつ、育成就労産業分野ごとに業務上必要な水準を満たす日本語能力が求められる。

育成就労外国人は、育成就労分野別運用方針において定める当該育成就労産業分野の業務区分に対応する日本語教育の参照枠A2相当以上の日本語能力の試験に合格することを目標として育成就労に従事し、当該日本語能力の修得に努めなければならない。

分野別運用方針（抜粋）

第三　育成就労制度に関する事項

1　育成就労産業分野において求められる人材の基準に関する事項

漁業分野において育成就労の在留資格で受け入れる外国人は次の（1）に定める試験に合格した者又は講習を受講した者とする。また、育成就労の開始後一定期間経過時までに満たしていることが求められる水準は、次の（2）及び（3）にそれぞれ定める試験に合格していることとする。

（1）育成就労の就労を開始するまでに求められる日本語能力水準

① 「日本語教育の参照枠」のA1相当以上の水準と認められるもの

② 認定日本語教育機関（日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和5年法律第41号）第3条第1項の「認定日本語教育機関」をいう。）等における当該水準に相当する日本語講習の受講

（2）育成就労の開始後1年経過時までに満たしていることが求められる水準

ア　技能水準

別表3のc. 技能水準（1年経過時まで）の欄に掲げるもの

イ　日本語能力水準

上記1（1）①に掲げるもの

（3）育成就労を終了するまでに求められる水準

ア　技能水準

別表3のd. 技能水準（育成就労終了まで）の欄に掲げるもの

イ 日本語能力水準

「日本語教育の参照枠」のA2. 2相当以上の水準と認められるもの

3 育成就労産業分野における本人の意向による育成就労実施者の変更（転籍）に関する事項

（1）本人の意向による転籍に当たって必要となる技能水準及び日本語能力水準

漁業分野において育成就労外国人が本人の意向による転籍を行うに当たって必要となる技能水準及び日本語能力水準は、次に定める試験にそれぞれ合格していることとする。

ア 技能水準

別表3のc. 技能水準（1年経過時まで）の欄に掲げるもの

イ 日本語能力水準

「日本語教育の参照枠」のA2. 1相当以上の水準と認められるもの

（2）転籍制限期間及びその理由

転籍制限期間は1年とする。

○ 育成就労外国人として漁業分野の業務に従事する場合には、就労を開始するまでに、以下のいずれかの日本語能力水準を満たすことが求められます。

- 国際交流基金日本語基礎テスト（JFT-Basic）A1相当以上又は日本語能力試験（JLPT）N5以上の合格
- 認定日本語教育機関の「就労のための課程」等における当該水準に相当する日本語講習100時間以上の受講

○ 漁業分野において育成就労計画を作成する場合には、本要領別表に定める「育成就労の終了日まで」に受験する技能試験及び日本語能力の試験の合格を目標として定めます。また、同試験及び同表に定める「育成就労の対象となった期間の合計が1年に達するまで」に受験する試験をそれぞれ受験させることが必要です。

○ 主たる技能を「漁船漁業における、漁具の作成・補修、漁具・漁労機器の操作、漁獲物の処理、安全衛生」又は「養殖業における、養殖水産物の取扱い、漁具の作成・補修・管理、漁具の整理・整頓、安全衛生」とする育成就労外国人は、本要領別表に定める「育成就労の終了日まで」に受験する技能試験である特定技能1号評価試験の受験要件として、育成就労の期間において、当該主たる技能に係る育成就労評価試験（初級）の実技試験に合格することが必要です。

【確認対象の書類】
・ 本要領別表の「日本語能力水準（技能を修得しようとする業務に従事するまで）」の欄に掲げる試験の合格証明書の写し
・ 育成就労計画認定申請書（省令様式第１号、第2号、第3号（1）又は第3号（2））

【本人意向の転籍が認められる育成就労外国人の技能水準等】

○ 漁業分野において、本人意向の転籍が認められるために必要な育成就労外国人の技能水準及び日本語能力水準は、本要領別表（本人意向の転籍時）に定める技能水準及び日本語能力水準となります。

○ 漁業分野における転籍制限期間は1年です。

【確認対象の書類】
＜本人意向の転籍時＞
・ 本要領別表の「技能水準（本人意向の転籍時）」の欄に掲げる試験の合格証明書の写し
・ 本要領別表の「日本語能力水準（本人意向の転籍時）」の欄に掲げる試験の合格証明書の写し
・ 雇用契約書及び雇用条件書（参考様式第1－2号）の写し

第3 上乗せ基準等

【関係規定】

法

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一、二 （略）

三 監理型育成就労 次に掲げるものをいう。

イ （略）

ロ 外国人が、労働者派遣等育成就労産業分野（育成就労産業分野のうち、外国人にその分野に属する技能を本邦において就労を通じて修得させるに当たり季節的業務に従事させることを要する分野であって、当該技能を労働者派遣等（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下この口において「労働者派遣法」という。）第二条第一号に規定する労働者派遣又は船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第十三項に規定する船員派遣をいう。（1）及び（2）並びに第二十条第二項において同じ。）による就労を通じて修得させることができると認められるものとして主務省令で定める分野をいう。以下同じ。）に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を修得するため、入管法別表第一の二の表の育成就労の在留資格をもって、本邦の営利を目的としない法人により受け入れられて必要な講習を受けること及び当該法人による監理支援を受ける本邦の派遣元事業主等（労働者派遣法第二条第四号に規定する派遣元事業主又は船員職業安定法第六条第十六項に規定する船員派遣元事業主をいう。以下同じ。）との雇用契約に基づいて次の（1）又は（2）に掲げる業務のいずれかに従事すること。

（1）、（2） （略）

（認定の基準）

第9条 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、第八条第一項の認定の申請があった場合（同項の認定を受けようとする育成就労計画が労働者派遣等監理型育成就労を行わせるものである場合を除く。）において、その育成就労計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一～四 （略）

五 育成就労を行わせる体制及び事業所の設備が主務省令で定める基準に適合していること。

六～八 （略）

九 育成就労外国人に対する報酬の額が日本人が当該業務に従事する場合の報酬の額と同等以上であることその他育成就労外国人の待遇が主務省令で定める基準に適合していること。

十、十一 （略）

2　出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、第八条第一項の認定の申請があった場合（同項の認定を受けようとする育成就労計画が労働者派遣等監理型育成就労を行わせるものである場合に限る。）において、その育成就労計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一、二（略）

三　業務に従事させるいずれの事業所においても同一の労働者派遣等育成就労産業分野に属する技能を要する業務に従事させることとしていることその他育成就労の内容が本邦の派遣元事業主等及び本邦の派遣先が共同して育成就労を行わせることについて育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護の観点から支障がないものとして主務省令で定める基準に適合していること。

四　育成就労を行わせる体制及び事業所の設備が本邦の派遣元事業主等及び本邦の派遣先ごとにそれぞれ主務省令で定める基準に適合していること。

五、六（略）

（許可の基準等）

第25条　主務大臣は、許可の申請があった場合において、その申請者が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときでなければ、その許可をしてはならない。

一　本邦の営利を目的としない法人であって主務省令で定めるものであること。

二　監理支援事業を適正に遂行するに足りる能力を有するものとして主務省令で定める基準に適合しているものであること。

三～七（略）

2、3（略）

（認定育成就労計画に従った監理支援等）

第39条

1～3（略）

4　前三項に規定するもののほか、監理支援機関は、監理型育成就労の実施状況の監査その他の業務の実施に関し主務省令で定める基準に従い、その業務を実施しなければならない。

5（略）

（帳簿の備付け）

第41条　監理支援機関は、監理支援事業に関して、主務省令で定める帳簿書類を作成し、監理支援事業を行う事業所に備えて置かなければならない。

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律第二条第二号及び第三号ロの主務省令で定める分野を定める省令

第2条　法第二条第三号ロの主務省令で定める分野は、次に掲げる分野とする。

一（略）

二　漁業分野

規則

（育成就労を行わせる体制及び事業所の設備の基準）

第15条　法第九条第一項第五号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の主務省令で定める基準のうち育成就労を行わせる体制に係るものは、次のとおりとする。

一～十二　（略）

十三　前各号に掲げるもののほか、申請者の行わせる育成就労が育成就労産業分野のうち法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の分野に係るものである場合にあっては、当該特定の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該特定の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

（育成就労外国人の待遇の基準）

第18条　法第九条第一項第九号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～八　（略）

九　前各号に掲げるもののほか、申請者の行わせる育成就労が育成就労産業分野のうち法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の分野に係るものである場合にあっては、当該特定の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該特定の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

（労働者派遣等監理型育成就労の実施の基準）

第22条　法第九条第二項第三号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　（略）

二　本邦の派遣元事業主等が、次のいずれかに該当し、かつ、監理型育成就労外国人が従事する業務において要する技能の属する労働者派遣等育成就労産業分野を所管する関係行政機関の長と協議の上で適当と認められる者であること。

イ　監理型育成就労外国人に従事させる業務において要する技能の属する労働者派遣等育成就労産業分野に係る業務又はこれに関連する業務を行っている者であること。

ロ　地方公共団体又はイに掲げる者が資本金の過半数を出資していること。

ハ　地方公共団体の職員又はイに掲げる者若しくはその役員若しくは職員が役員であることその他地方公共団体又はイに掲げる者が業務執行に実質的に関与していると認められる者であること。

ニ　監理型育成就労外国人に従事させる業務において要する技能の属する労働者派遣等育成就労産業分野が農業分野である場合にあっては、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十六条の五第一項に規定する特定機関であること。

三～七　（略）

八　前各号に掲げるもののほか、申請者の行わせる育成就労が労働者派遣等育成就労産業分野のうち法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の分野に係るものである場合

にあっては、当該特定の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣及び厚生 労働大臣と協議の上、当該特定の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

（労働者派遣等監理型育成就労を行わせる体制及び事業所の設備の基準）

第23条　法第九条第二項第四号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の主務省令で定める基準のうち育成就労を行わせる体制に係るものは、次のとおりとする。

一～六（略）

七　前各号に掲げるもののほか、申請者の行わせる育成就労が労働者派遣等育成就労産業分野のうち法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の分野に係るものである場合にあっては、当該特定の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣及び厚生 労働大臣と協議の上、当該特定の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

2（略）

（本邦の営利を目的としない法人）

第44条（略）

2　前項の規定にかかわらず、育成就労産業分野のうち法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の分野に係る監理型育成就労に係る監理支援を行う場合における法第二十五条第一項第一号の主務省令で定める法人は、当該特定の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該特定の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める法人とする。

（監理支援事業を遂行する能力）

第45条　法第二十五条第一項第二号の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～四（略）

五　第一号及び第二号の規定にかかわらず、監理支援を行う監理型育成就労が育成就労産業分野のうち法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の分野に係るものである場合にあっては、当該特定の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該特定の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

（監理支援機関の業務の実施に関する基準）

第67条　法第三十九条第四項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　監理型育成就労実施者が認定育成就労計画に従って監理型育成就労を行わせているか、出入国又は労働に関する法令に違反していないかどうかその他の監理型育成就労の適正な実施及び監理型育成就労外国人の保護に関する事項について、監理支援責任者の指揮の下に、次に掲げる方法（監理支援を行う監理型育成就労が育成就労産業分野のうち法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の分野に係るものである場合にあっては、当該特定の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の

上、当該特定の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める方法、その他監理型育成就労外国人が従事する業務の性質上次に掲げる方法のうちにその方法によることが著しく困難なものがある場合にあっては、当該方法については、これに代えて他の適切な方法）により、監理型育成就労実施者に対し三月に一回以上の頻度で監査を適切に行うこと。

イ～ホ（略）

二～十九（略）

二十　前各号に掲げるもののほか、監理支援を行う監理型育成就労が育成就労産業分野のうち法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の分野に係るものである場合にあっては、当該特定の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該特定の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

（帳簿書類）

第70条　法第四十一条の主務省令で定める帳簿書類は、次のとおりとする。

一～八（略）

九　前各号に掲げるもののほか、監理支援を行う監理型育成就労が育成就労産業分野のうち法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の分野に係るものである場合にあっては、当該特定の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該特定の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める帳簿書類

2（略）

告示

（育成就労を行わせる体制の基準）

第1条　漁業分野に係る外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第十五条第一項第十三号の告示で定める基準は、申請者（規則第七条第二号に規定する申請者をいう。以下この条、次条及び第四条において同じ。）が次のいずれにも該当することとする。

一　漁業分野に係る分野別協議会（外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第五十四条第一項に規定する分野別協議会をいう。以下同じ。）において協議が調った事項に関する措置を講ずることとしていること。

二　漁業分野に係る分野別協議会に対し、必要な協力を行うこととしていること。

三　漁業分野における育成就労外国人の受入れに関し、農林水産大臣又はその委託を受けた者が行う調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他業務に対して必要な協力を行うこととしていること。

四　単独型育成就労に係るものである場合にあっては、申請者が、単独型育成就労外国人が乗り組む漁船と申請者又はその役員若しくは職員（育成就労外国人を除く。）であって漁船に乗り組んでいないものとの間で無線その他の通信手段を確保していること。

五　監理型育成就労に係るものである場合にあっては、監理支援機関が、監理型育成就労外

国人が乗り組む漁船と監理支援機関との間で無線その他の通信手段を確保していること。

六　業務区分が漁業である場合にあっては、一隻当たりの漁船に乗り組む育成就労外国人の数が、当該漁船の乗組員（申請者の役員又は職員に限り、育成就労外国人を除く。）の数を超えず、かつ、次のイ又はロに掲げる申請者の区分に応じ、イ又はロに定める数を超えないこととしていること。

イ　ロに掲げる者以外の者　六人

ロ　規則第十九条第一項第二号の基準に適合する者（監理型育成就労に係るものである場合にあっては、監理支援を受ける監理支援機関が同条第二項第三号に規定する水準を満たすと認められるものに限る。）　十二人

七　申請者が法人以外の者であり、業務区分が養殖である場合（監理型育成就労に係るものである場合にあっては、監理支援を受ける監理支援機関が漁業協同組合である場合に限る。）にあっては、一隻当たりの漁船に乗り組む育成就労外国人の数が、当該漁船に乗り組むこととしている乗組員（申請者の役員又は職員に限り、育成就労外国人を除く。）の数を超えず、かつ、次のイ又はロに掲げる申請者の区分に応じ、イ又はロに定める数を超えないこととしていること。

イ　ロに掲げる者以外の者　六人

ロ　規則第十九条第一項第二号の基準に適合する者（監理型育成就労に係る者である場合にあっては、監理支援を受ける監理支援機関が同条第二項第三号に規定する水準を満たすと認められるものに限る。）　十二人

（育成就労外国人の待遇の基準）

第2条　漁業分野に係る規則第十八条第九号の告示で定める基準は、単独型育成就労に係るものである場合にあっては申請者が、監理型育成就労に係るものである場合にあっては申請者及び監理支援機関が、育成就労外国人の労働時間、休日、休憩その他の待遇について、漁業分野に係る分野別協議会において協議が調った事項に基づき、必要な措置を講ずることとしていることとする。

（労働者派遣等監理型育成就労の実施の基準）

第3条　漁業分野に係る規則第二十二条第八号の告示で定める基準は、地方公共団体又は漁業協同組合、漁業生産組合若しくは漁業協同組合連合会その他漁業に関連する業務を行っている者が同条第二号イに掲げる者が行っている業務に関与することとする。

（労働者派遣等監理型育成就労を行わせる体制の基準）

第4条　漁業分野に係る規則第二十三条第一項第七号の告示で定める基準は、申請者が第一条第一号から第七号までの基準に適合することとする。

（本邦の営利を目的としない法人）

第5条　漁業分野に係る規則第四十四条第二項の告示で定める法人は、次のとおりとする。

一　業務区分が漁業である場合にあっては、規則第四十四条第一項第六号に掲げる法人又は船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第三十四条第一項の許可を受けた

法人

二　業務区分が養殖である場合にあっては、規則第四十四条第一項各号に掲げる法人

（監理支援事業を遂行する能力）

第6条　漁業分野に係る規則第四十五条第五号の告示で定める基準は、次のとおりとする。

一　監理支援を行う全ての監理型育成就労実施者の行わせている監理型育成就労に係る業務区分が漁業である場合にあっては、次のいずれにも該当すること。

イ　監理支援を行う監理型育成就労実施者の数が二以上であるか、又は二以上となることが見込まれること。

ロ　申請者（規則第四十三条第一号に規定する申請者をいう。以下この条において同じ。）の常勤の役員又は職員（監理支援の実務に従事する者に限る。）の数が次のいずれにも該当すること。

（一）監理支援を行う監理型育成就労実施者の数を十六で除して得た数（その数が一未満である場合には、一とする。）を超えていること。

（二）監理支援に係る監理型育成就労外国人の数を三十二で除して得た数（その数が一未満である場合には、一とする。）を超えていること。

二　前号に規定する場合以外の場合にあっては、次のいずれにも該当すること。

イ　監理支援を行う監理型育成就労実施者の数が二以上であるか、又は二以上となることが見込まれること。

ロ　申請者の常勤の役員又は職員（監理支援の実務に従事する者に限る。）の数が次のいずれにも該当すること。

（一）監理支援を行う監理型育成就労実施者の数を八で除して得た数（その数が一未満である場合には、一とする。）を超えていること。

（二）監理支援に係る監理型育成就労外国人の数を四十で除して得た数（その数が一未満である場合には、一とする。）を超えていること。

（特定の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める方法）

第7条　漁業分野に係る規則第六十七条第一号の告示で定める方法は、次のとおりとする。

一　監理支援を行う監理型育成就労実施者の行わせている監理型育成就労に係る業務区分が漁業である場合にあっては、次に掲げる方法

イ　育成就労指導員から、各漁船において行われる監理型育成就労の実施状況について無線その他の通信手段を用いて、毎日（船上において監理型育成就労が行われない日を除く。）に一回以上の頻度で報告を受けること。

ロ　監理型育成就労外国人から毎月（船上において監理型育成就労が行われない月を除く。）に一回以上の頻度で監理型育成就労の実施状況に係る文書の提出を受けること。

ハ　規則第六十七条第一号ロからホまでに掲げる方法

二　前号に規定する場合以外の場合にあっては、規則第六十七条第一号イからホまでに掲げる方法

（監理支援機関の業務の実施に関する基準）

第8条　漁業分野に係る規則第六十七条第二十号の告示で定める基準は、監理支援機関が次のいずれにも該当することとする。

一　漁業分野に係る分野別協議会に加入していること。

二　漁業分野に係る分野別協議会において協議が調った事項に関する措置を講ずることとしていること。

三　漁業分野に係る分野別協議会に対し、必要な協力を行うこととしていること。

四　漁業分野における育成就労外国人の受入れに関し、農林水産大臣又はその委託を受けた者が行う調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他業務に対して必要な協力を行うこととしていること。

（帳簿書類）

第9条　漁業分野に係る規則第七十条第一項第九号の告示で定める帳簿書類は、監理支援を行う監理型育成就労実施者の行わせている監理型育成就労に係る業務区分が漁業である場合にあっては、次のとおりとする。

一　第七条第一号イに規定する報告の内容を記録した書類

二　第七条第一号ロに規定する文書

基本方針（抜粋）

第二　特定産業分野及び育成就労産業分野に関する基本的な事項等

2　育成就労産業分野及び労働者派遣等育成就労産業分野の選定に関する基本的な事項並びに育成就労外国人の雇用形態

(3)育成就労外国人の雇用形態

育成就労外国人（育成就労法第2条第4号に規定する「育成就労外国人」をいう。以下同じ。）の雇用形態については、原則として、フルタイムとした上で直接雇用とする。労働者派遣等育成就労産業分野においては、労働者派遣等監理型育成就労（育成就労法第8条第2項の「労働者派遣等監理型育成就労」をいう。）を行うことができることとする。

密接関係法人育成就労（育成就労法第8条の2第4項の「密接関係法人育成就労」をいう。）の場合を除き、複数の育成就労実施者（育成就労法第2条第7号に規定する「育成就労実施者」をいう。以下同じ。）との雇用に関する契約は認めない。

分野別運用方針（抜粋）

第三　育成就労制度に関する事項

4　その他育成就労制度の運用に関する重要事項

(2)育成就労外国人の雇用形態

ア　雇用形態

漁業分野の事業者を育成就労実施者とする直接雇用形態及び労働者派遣事業者を育成就労実施者として、外国人を漁業分野の事業者に派遣する労働者派遣形態とする。

イ　労働者派遣形態により受け入れる必要性

漁業分野においては、同じ地域であっても、対象魚種や漁法等によって繁忙期・閑散期の時期が異なるとともに、漁業分野の事業者の多くが零細で半島地域や離島地域等に存在していること等の特性があり、地域内における業務の繁閑を踏まえた労働力の融通、雇用・支援の一元化といった漁業現場のニーズに対応するため、漁業分野の事業者による直接雇用形態に加えて、労働者派遣形態により育成就労外国人を受け入れることが不可欠である。

（3）育成就労産業分野に特有の事情に鑑みて講じる措置等

ア　育成就労実施者に対して特に課す条件

① 育成就労実施者は、育成就労の協議会において協議が調った措置を講じること。

② 育成就労実施者は、育成就労の協議会及びその構成員に対し、必要な協力を行うこと。

③ 労働者派遣形態の場合、育成就労実施者となる労働者派遣事業者は、地方公共団体又は漁業協同組合、漁業生産組合若しくは漁業協同組合連合会その他漁業に関連する業務を行っている者が関与するものに限る。

イ　監理支援機関に対して特に課す条件

① 育成就労外国人が乗り組む漁船と監理支援機関との間で無線その他の通信手段が確保されていること。

② 監理支援機関は、育成就労の協議会の構成員になること。

③ 監理支援機関は、育成就労外国人に係る労働時間、休日、休憩その他の待遇等について、育成就労の協議会において協議が調った措置を講じること。

④ 監理支援機関は、育成就労の協議会及びその構成員に対し、必要な協力を行うこと。

⑤ 漁業の業務区分における監理支援機関は、漁業協同組合又は船員職業安定法（昭和23年法律第130号）第34条に基づく船員職業紹介事業の許可を有する法人とする。

⑥ 漁業の業務区分における監理型育成就労の実施状況については、次の方法により確認するとともに、監理事業を行う事務所に、書類（電磁的記録を含む。以下同じ。）として備え置くこととする。

ⅰ　育成就労指導員から、毎日（監理型育成就労が船上において実施されない日を除く。）1回以上、各漁船における監理型育成就労の実施状況について無線その他の通信手段を用いて報告を受けると共に、報告の内容について記録した書類を作成する。

ⅱ　監理型育成就労外国人から、毎月（監理型育成就労が船上において実施されない月を除く。）1回以上、監理型育成就労の実施状況に係る文書の提出を受けること。

⑦ 漁業の業務区分における監理支援機関に係る許可の基準となる申請者の常勤の役員又は職員（監理支援の実務に従事する者に限る。）の数については、次のいずれの数も超えていることとする。

ⅰ 監理支援を行う監理型育成就労実施者の数を16で除して得た数（その数が1未満である場合には、1とする。）

ⅱ 監理支援を受ける監理型育成就労の対象となっている監理型育成就労外国人の数を32で除して得た数（その数が1未満である場合には、1とする。）

ウ 外国人材の派遣先となる事業者に対して特に課す条件

派遣先事業者は、育成就労の協議会及びその構成員に対し、必要な協力を行うこと。

エ その他義務を課すべき主体（育成就労外国人など）

① 漁業の業務区分における漁船に乗り組む育成就労外国人の1隻当たりの人数は、当該漁船に乗り組むこととしている申請者の乗組員（育成就労外国人を除く。）の人数の範囲内で、次に定めるとおりとする。

ⅰ 単独型育成就労（ⅲに掲げる単独型育成就労を除く。）について6人

ⅱ 監理型育成就労（ⅳに掲げる監理型育成就労を除く。）について6人

ⅲ 単独型育成就労（申請者が外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則（令和7年法務省・厚生労働省令第4号。以下、「規則」という。）第19条第1項第2号の基準に適合する者である場合に限る。）について12人

ⅳ 監理型育成就労（申請者が規則第19条第1項第2号の基準に適合する者であり、かつ、監理支援機関が規則第19条第2項第3号の基準に適合する者である場合に限る。）について12人

② 養殖の業務区分において、申請者が法人でない場合（監理型育成就労に係るものである場合にあっては、申請者が法人でなく、監理支援機関が漁業協同組合である場合）にあっては、次に定めるとおりとする。

ⅰ 単独型育成就労（ⅲに掲げる単独型育成就労を除く。）について6人

ⅱ 監理型育成就労（ⅳに掲げる監理型育成就労を除く。）について6人

ⅲ 単独型育成就労（申請者が規則第19条第1項第2号の基準に適合する者である場合に限る。）について12人

ⅳ 監理型育成就労（申請者が規則第19条第1項第2号の基準に適合する者であり、かつ、監理支援機関が規則第19条第2項第3号の基準に適合する者である場合に限る。）について12人

1． 育成就労外国人の雇用形態

○ 漁業分野は、労働者派遣等育成就労産業分野として定められているため、直接雇用のほか労働者派遣等の形態により育成就労外国人を就労させることが可能で

す。

○　漁業分野において労働者派遣等の形態により育成就労を行わせることができる派遣元事業主等は、規則第22条第2号に定めるとおり、以下の①から③までのいずれかに該当し、かつ、主務大臣が農林水産大臣と協議の上で適当であると認められる者になります。

①　漁業又は漁業に関連する業務を行っている者であること。

②　地方公共団体又は①に該当する者が、資本金の過半数を出資していること。

③　地方公共団体の職員又は①に該当する者若しくはその役職員が派遣元事業主等の役員であることその他地方公共団体又は①に該当する者が業務執行に実質的に関与していると認められる者であること。

○　①の「漁業を行っている者」とは、漁業経営体や養殖経営体として漁業分野に係る業務（漁業又は養殖業）を直接行っている者を指します。また、「漁業に関連する業務を行っている者」とは、漁業協同組合、漁業協同組合連合会等がこれに当たり得ます。

ただし、告示第3条の規定により、①に該当する者として労働者派遣等の形態により育成就労を行わせるためには、地方公共団体又は漁業協同組合、漁業協同組合連合会等、漁業に関連する業務を行っている者（以下「地方公共団体等」という。）が、業務に関与していなければなりません（後記2（3）参照）。

○　②の「資本金の過半数を出資していること」については、地方公共団体及び①に該当する者の両者が出資している場合には、その合計が資本金の過半数に達していれば差し支えありません。

○　③の「地方公共団体又は①に該当する者が業務執行に実質的に関与していると認められる者であること」については、地方公共団体又は①に該当する者（漁業協同組合など）が、業務執行に実質的に関与していることが必要です。「業務執行に実質的に関与していると認められる」場合としては、例えば、地方公共団体又は①に該当する者が、役員・職員を出向させ、当該事業者の業務方法書等において「地方公共団体の職員又は①に該当する者若しくはその役職員」が漁業分野に関する業務の運営に指導や助言等を行うことにより関与することとされていること等が想定されます。

また、漁業分野において、労働者派遣等の形態により育成就労を行わせる場合は、「業務執行に実質的に関与している」者が、業務執行に継続して実質的に関与しなければなりません（そうでない場合、労働者派遣等の形態による育成就労を行

わせることはできません。）。

○　なお、②又は③に該当する者として労働者派遣等の形態により育成就労を行わせる場合における「①に該当する者」についても、告示第3条の基準に適合している必要があります。

○　育成就労の適正な実施を図る観点から、派遣元事業主等として適当と認められる期間は3年間とし、当該期間が経過した場合には、改めて、その該当性について確認することとなります。

【確認対象の書類】
・　育成就労計画認定申請書（省令様式第1号、第2号、第3号（1）又は第3号（2））
・　労働者派遣事業許可証の写し又は船員派遣事業許可証の写し
＜派遣元事業主等の要件①に該当する場合＞
・　後記2（3）の「確認対象の書類」欄に掲げる書類
＜派遣元事業主等の要件②に該当する場合＞
・　有価証券報告書、株主名簿の写し等資本金の出資者を明らかにする書類
・　出資者について、定款、登記事項証明書、有価証券報告書等、漁業又は漁業に関連する業務を行っていることが確認できる書類
　＊　①に該当する者が資本金の過半数を出資している場合
＜派遣元事業主等の要件③に該当する場合＞
・　役員名簿等、地方公共団体の職員又は①に該当する者若しくはその役職員が役員であることが確認できる書類又は業務方法書、組織体制図等、地方公共団体又は①に該当する者が業務執行に実質的に関与していることが確認できる書類
・　業務執行に実質的に関与している者について、定款、登記事項証明書、有価証券報告書等、漁業又は漁業に関連する業務を行っていることが確認できる書類
　＊　①に該当する者が業務執行に実質的に関与している場合
【留意事項】
○　労働者派遣等の形態による育成就労については、労働者派遣法令に基づき、派遣先の対象地域は派遣元責任者が日帰りで派遣労働者からの苦情の処理を行い得る範囲までとされていることに注意してください。

2.　育成就労産業分野に特有の事情に鑑みて講じる措置等

○　育成就労を行わせる体制、育成就労外国人の待遇、労働者派遣等監理型育成就労の実施、労働者派遣等監理型育成就労を行わせる体制、本邦の営利を目的としない法人、監理支援事業を遂行する能力、特定の分野に特有の事情に鑑みて

告示で定める方法、監理支援機関の業務の実施及び帳簿書類に係る基準として、漁業分野に特有の事情に鑑みて規則第15条第1項第13号、第18条第9号、第22条第8号、第23条第1項第7号、第44条第2項、第45条第5号、第67条第1号、第67条第20号及び第70条第1項第9号に基づき告示をもって定めたものです。

（1）育成就労を行わせる体制の基準に関するもの

告示

（育成就労を行わせる体制の基準）

第1条　漁業分野に係る外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第十五条第一項第十三号の告示で定める基準は、申請者（規則第七条第二号に規定する申請者をいう。以下この条、次条及び第四条において同じ。）が次のいずれにも該当することとする。

一　漁業分野に係る分野別協議会（外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第五十四条第一項に規定する分野別協議会をいう。以下同じ。）において協議が調った事項に関する措置を講ずることとしていること。

二　漁業分野に係る分野別協議会に対し、必要な協力を行うこととしていること。

三　漁業分野における育成就労外国人の受入れに関し、農林水産大臣又はその委託を受けた者が行う調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他業務に対して必要な協力を行うこととしていること。

四　単独型育成就労に係るものである場合にあっては、申請者が、単独型育成就労外国人が乗り組む漁船と申請者又はその役員若しくは職員（育成就労外国人を除く。）であって漁船に乗り組んでいないものとの間で無線その他の通信手段を確保していること。

五　監理型育成就労に係るものである場合にあっては、監理支援機関が、監理型育成就労外国人が乗り組む漁船と監理支援機関との間で無線その他の通信手段を確保していること。

六　業務区分が漁業である場合にあっては、一隻当たりの漁船に乗り組む育成就労外国人の数が、当該漁船の乗組員（申請者の役員又は職員に限り、育成就労外国人を除く。）の数を超えず、かつ、次のイ又はロに掲げる申請者の区分に応じ、イ又はロに定める数を超えないこととしていること。

イ　ロに掲げる者以外の者　六人

ロ　規則第十九条第一項第二号の基準に適合する者（監理型育成就労に係るものである場合にあっては、監理支援を受ける監理支援機関が同条第二項第三号に規定する水準を満たすと認められるものに限る。）　十二人

七　申請者が法人以外の者であり、業務区分が養殖である場合（監理型育成就労に係るものである場合にあっては、監理支援を受ける監理支援機関が漁業協同組合である場合に限る。）にあっては、一隻当たりの漁船に乗り組む育成就労外国人の数が、当該漁船の乗組員

（申請者の役員又は職員に限り、育成就労外国人を除く。）の数を超えず、かつ、次のイ又はロに掲げる申請者の区分に応じ、イ又はロに定める数を超えないこととしていること。

イ　ロに掲げる者以外の者　六人

ロ　規則第十九条第一項第二号の基準に適合する者（監理型育成就労に係るものである場合にあっては、監理支援を受ける監理支援機関が同条第二項第三号に規定する水準を満たすと認められるものに限る。）　十二人

○　育成就労実施者は、漁業分野の育成就労外国人を受け入れる場合には、当該育成就労外国人に係る育成就労計画の認定申請の前に、農林水産省が設置する漁業分野における育成就労外国人の受入れに関する協議会（以下「分野別協議会」という。）に加入していることが必要です。また、労働者派遣等の形態による育成就労の場合は、派遣元事業主等及び派遣先が分野別協議会の構成員に加入していることが必要です。

○　分野別協議会では、育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護を図るため、漁業分野に特有の事情に鑑み、固有の措置の設定について協議を行います。育成就労実施者は、当該協議が調った事項に関する措置を適切に講じることが必要です。

○　育成就労実施者は、分野別協議会に対し、必要な協力を行うとともに、漁業分野における育成就労外国人の受入れに関し、農林水産大臣又はその委託を受けた者が行う調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他業務に対して必要な協力を行わなければなりません。

○　育成就労実施者が、分野別協議会において協議が調った事項に関する措置を講じない場合や、分野別協議会等に対し必要な協力を行わない場合には、基準に適合しないこととなります。

○　分野別協議会の加入に当たっては、分野別協議会の定める方法により申請することとなります。加入手続の詳細は水産庁にお尋ねください。

○　漁業分野で育成就労を行わせるに当たって、

・　単独型育成就労の場合は育成就労実施者

・　監理型育成就労の場合は監理支援機関

が、無線その他の通信手段（以下「無線等」という。）を用いて、育成就労が行われている漁船と確実に連絡が取れる体制を構築しておかなければなりません。

○ 無線以外の通信手段としては、衛星電話や携帯電話などが想定されます。

○ 網船、探索船、運搬船等を伴って船団で操業するまき網漁業など、育成就労計画において、複数の漁船で育成就労を行わせる場合は、それぞれの漁船との通信手段を確保することが必要です。

○ 漁業区分に係る育成就労外国人の数の上限については、育成就労の区分に応じ、育成就労外国人が乗り組む漁船1隻当たり、次のとおりとなります。なお、いずれの場合においても、当該漁船に乗り組むこととしている申請者の乗組員（育成就労外国人を除く。）の人数を超えることは認められません。

	単独型育成就労	監理型育成就労
A	12 人	―
B	―	12 人
C	6 人	6 人

A：育成就労実施者が規則第19条第1項第2号の優良要件に適合する者である場合

B：育成就労実施者が規則第19条第1項第2号の優良要件に適合する者であり、かつ監理支援を受ける監理支援機関が規則第19条第2項第3号の優良要件に適合する者である場合

C：AB 以外の場合

○ 養殖業区分に係る育成就労外国人の数の上限については、育成就労実施者が法人でなく、監理支援機関が漁業協同組合である場合は、育成就労の区分に応じ、育成就労外国人が乗り組む漁船1隻当たり上記表で定める数までとなります。なお、いずれの場合においても、当該漁船に乗り組むこととしている育成就労実施者の乗組員（育成就労外国人を除く。）の人数を超えることは認められません。

【確認対象の書類】

〇告示第1条第1号から第3号までについて

・ 分野別協議会の構成員であることの証明書

〇告示第1条第4号及び第5号について

・ 申請者の誓約書（漁業分野参考様式第1号）

〇告示第1条第6号及び第7号について

・ 申請者の誓約書（漁業分野参考様式第1号）

＜規則第19条第1項第2号並びに告示第1条第6号ロ若しくは同条第7号ロの適用を受けよう

とする場合＞

・ 優良要件適合申告書（育成就労実施者）（参考様式第1-36号）

【留意事項】

○ 漁船に乗り組む育成就労外国人の数について、告示第1条第6号又は第7号で定める基準を遵守するため、労使間で合意した取決め等（以下「取決め等」という。）に、漁船に乗り組む育成就労外国人の数について記載することが必要です。取決め等に漁船に乗り組む育成就労外国人の数が記載されない場合には、育成就労外国人の乗下船記録簿（漁業分野参考様式第2号）を適切に作成する必要があります。なお、取決め等や育成就労外国人の乗下船記録簿については、外国人育成就労機構が行う実地検査や主務大臣が行う立入検査の際にも提示できるよう備えて置く必要があります。

（2）育成就労外国人の待遇の基準に関するもの

告示

（育成就労外国人の待遇の基準）

第2条　漁業分野に係る規則第十八条第九号の告示で定める基準は、単独型育成就労に係るものである場合にあっては申請者が、監理型育成就労に係るものである場合にあっては申請者及び監理支援機関が、育成就労外国人の労働時間、休日、休憩その他の待遇について、漁業分野に係る分野別協議会において協議が調った事項に基づき、必要な措置を講ずることとしていることとする。

○ 育成就労外国人は日本における就労経験や漁業の就労経験がない、又は乏しいことに鑑み、労働者として手厚く保護されるべき（健康で文化的な生活を営み、過重な長時間労働を防止するべき）であることから、育成就労実施者及び監理支援機関は、労働時間、休日、休憩その他の待遇について、雇用契約を文書により締結するなど分野別協議会において協議が調った事項に基づいた措置を講じなければなりません。

○ 育成就労外国人の待遇に関する事項について協議が調った内容については、別途、分野別協議会のホームページ等でお知らせします。

【確認対象の書類】

・ 分野別協議会の構成員であることの証明書

・ 雇用契約書及び雇用条件書（参考様式第1－2号）の写し

（3）労働者派遣等監理型育成就労に関するもの

告示

（労働者派遣等監理型育成就労の実施の基準）
第3条　漁業分野に係る規則第二十二条第八号の告示で定める基準は、地方公共団体又は漁業協同組合、漁業生産組合若しくは漁業協同組合連合会その他漁業に関連する業務を行っている者が同条第二号イに掲げる者が行っている業務に関与することとする。

○　漁業分野において労働者派遣等の形態により育成就労を行わせようとする場合は、地方公共団体等が、「漁業又は漁業に関連する業務を行っている者（上記1①に該当する者）」の業務に関与している必要があります。

○　地方公共団体等のうち「その他漁業に関連する業務を行っている者」とは、漁業関連の全国中央団体や業種別業界団体が想定されます。

○　「業務に関与している」とは、地方公共団体等が、資本金を出資したり、役職員を出向させたりすることで、派遣元事業主としての業務執行に実質的に関与していることを言います。

【確認対象の書類】
・　定款、登記事項証明書、有価証券報告書等、派遣元事業主等になろうとする者が上記1①に該当することが確認できる書類
＜地方公共団体等が、資本金を出資することで業務に関与している場合＞
・　有価証券報告書、株主名簿の写し等、上記1①に該当する者に対する資本金の出資者を明らかにする書類
・　定款、登記事項証明書、有価証券報告書等、出資者が地方公共団体等であることが確認できる書類
＜地方公共団体等が、派遣元事業主としての業務執行に実質的に関与している場合＞
・　役員名簿等、地方公共団体等が上記1①に該当する者の役員であること又は地方公共団体等が上記1①に該当する者の業務執行に実質的に関与していることが確認できる書類
・　定款、登記事項証明書、有価証券報告書等、業務執行に実質的に関与している者が地方公共団体等であることが確認できる書類

(4)労働者派遣等監理型育成就労を行わせる体制の基準に関するもの

告示
（労働者派遣等監理型育成就労を行わせる体制の基準）
第4条　漁業分野に係る規則第二十三条第一項第七号の告示で定める基準は、申請者が第一条第一号から第七号までの基準に適合することとする。

○　労働者派遣等の形態による育成就労において育成就労外国人の派遣先となる育成就労実施者においても、告示第1条第1号から同条第7号までの要件に該当している必要があります。

【確認対象の書類】
〇告示第1条第1号から第3号までについて
・ 分野別協議会の構成員であることの証明書（派遣先）
〇告示第1条第4号及び第5号について
・ 申請者の誓約書（漁業分野参考様式第1号）
〇告示第1条第6号及び第7号について
・ 申請者の誓約書（漁業分野参考様式第1号）
＜規則第19条第1項第2号並びに告示第1条第6号ロ若しくは同条第7号ロの適用を受けようとする場合＞
・ 優良要件適合申告書（育成就労実施者）（参考様式第1-36号）

（5）本邦の営利を目的としない法人に関するもの

告示
（本邦の営利を目的としない法人）
第5条　漁業分野に係る規則第四十四条第二項の告示で定める法人は、次のとおりとする。
一　業務区分が漁業である場合にあっては、規則第四十四条第一項第六号に掲げる法人又は船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第三十四条第一項の許可を受けた法人
二　業務区分が養殖である場合にあっては、規則第四十四条第一項各号に掲げる法人

○　漁業区分に係る監理支援を行う監理支援機関は、海上で長期間行われる等の漁船漁業作業の特殊性に鑑み、監理支援事業を適切に行うことができるよう、当該作業に精通した漁業協同組合であること、又は漁業協同組合と同等に精通していると分野別協議会で認められた法人に限られます。

○　「漁業協同組合と同等に精通していると分野別協議会で認められた法人」とは、漁業育成就労協議会組織運営要領第3条第4号に規定する構成員の資格を有している者を指します。

【確認対象の書類】
・ 分野別協議会の構成員であることの証明書（監理支援機関）

（6）監理支援事業を遂行する能力に関するもの

告示

（監理支援事業を遂行する能力）

第6条　漁業分野に係る規則第四十五条第五号の告示で定める基準は、次のとおりとする。

一　監理支援を行う全ての監理型育成就労実施者の行わせている監理型育成就労に係る業務区分が漁業である場合にあっては、次のいずれにも該当すること。

イ　監理支援を行う監理型育成就労実施者の数が二以上であるか、又は二以上となることが見込まれること。

ロ　申請者（規則第四十三条第一号に規定する申請者をいう。以下この条において同じ。）の常勤の役員又は職員（監理支援の実務に従事する者に限る。）の数が次のいずれにも該当すること。

（一）監理支援を行う監理型育成就労実施者の数を十六で除して得た数（その数が一未満である場合には、一とする。）を超えていること。

（二）監理支援に係る監理型育成就労外国人の数を三十二で除して得た数（その数が一未満である場合には、一とする。）を超えていること。

二　前号に規定する場合以外の場合にあっては、次のいずれにも該当すること。

イ　監理支援を行う監理型育成就労実施者の数が二以上であるか、又は二以上となることが見込まれること。

ロ　申請者の常勤の役員又は職員（監理支援の実務に従事する者に限る。）の数が次のいずれにも該当すること。

（一）監理支援を行う監理型育成就労実施者の数を八で除して得た数（その数が一未満である場合には、一とする。）を超えていること。

（二）監理支援に係る監理型育成就労外国人の数を四十で除して得た数（その数が一未満である場合には、一とする。）を超えていること。

○　漁業区分については、海上での作業となる漁業の特性として、安全確保のために漁業に熟知した者である必要や、人材の紹介に当たり必要な許可を有する必要などから、

・　監理支援機関が漁業協同組合等に限定されており、他分野よりも厳しい運用となっていること

・　監理支援を行う育成就労実施者は漁業協同組合の組合員に限定されており、継続的に状況確認が可能な関係にあること

を踏まえ、監理支援を行う全ての育成就労実施者が行わせている育成就労に係る業務区分が漁業区分の場合は、一般的に監理支援機関に求められる基準（規則第45条第2号）とは異なり、監理支援機関（漁業協同組合等）において監理支援の

実務に従事する常勤の役職員の数が、

① 2人以上いること

② 監理支援を行う監理型育成就労実施者の数を16で割った数（1未満の場合は1）を超えていること

③ 監理支援の対象となる監理型育成就労外国人の数を32で割った数（1未満の場合は1）を超えていること

のいずれも満たしている必要があります（②・③の計算の結果、必要となる常勤役職員数については下表のとおり。）。

【育成就労実施者の数に関する例】

監理支援を行う監理型育成就労実施者の数	監理支援の実務に従事する常勤の役職員の数として必要な最低人数
1～31	2
32～47	3
48～63	4
64～79	5

【育成就労外国人の数に関する例】

監理支援の対象の監理型育成就労外国人の数	監理支援の実務に従事する常勤の役職員の数として必要な最低人数
1～63	2
64～95	3
96～127	4
128～159	5

○ 上記以外の場合（監理支援を行う育成就労実施者が行わせている育成就労に係る業務区分に漁業区分以外が含まれる場合や養殖業区分のみの場合）は、一般的に監理支援機関に求められる基準（規則第 45 条第2号）のとおりです。

【確認対象の書類】

・ 監理支援機関許可申請書（省令様式第15号）

・ 申請者の概要書（参考様式第2-1号）

【留意事項】

○ 告示第6条第1号又は同条第2号の規定のいずれが適用されるかは、監理支援機関許可申請書第1面の「1申請者⑩監理型育成就労の取扱職種の範囲等」に記載された取扱職種（育成就労外国人に育成就労を行わせる業務区分をいう。本留意事項の記載において

同じ。）の内容によって判断されます。

○ 監理支援機関許可申請書第１面の「１申請者⑩監理型育成就労の取扱職種の範囲等」に「漁業」以外の取扱職種が記載されている場合は、告示第6条第2号の規定が適用されるため、監理支援機関の許可の申請に当たっては、記載内容に注意してください。

○ また、監理支援機関許可証の「取扱職種の範囲等」に「漁業」のみ記載されている監理支援機関が、漁業区分以外の業務区分で育成就労外国人を受け入れている育成就労実施者の監理支援を行う場合には、あらかじめ、変更届出書及び許可証書換申請書（省令様式第20号）を機構の本部事務所の審査課に提出しなければなりません。いずれの場合においても、変更に係る事実を証するための添付書類として、申請者の概要書（参考様式第2-1号）を提出する必要があります。

（7）特定の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める方法に関するもの

告示

（特定の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める方法）

第7条　漁業分野に係る規則第六十七条第一号の告示で定める方法は、次のとおりとする。

一　監理支援を行う監理型育成就労実施者の行わせている監理型育成就労に係る業務区分が漁業である場合にあっては、次に掲げる方法

イ　育成就労指導員から、各漁船において行われる監理型育成就労の実施状況について無線その他の通信手段を用いて、毎日（船上において監理型育成就労が行われない日を除く。）に一回以上の頻度で報告を受けること。

ロ　監理型育成就労外国人から毎月（船上において監理型育成就労が行われない月を除く。）に一回以上の頻度で監理型育成就労の実施状況に係る文書の提出を受けること。

ハ　規則第六十七条第一号ロからホまでに掲げる方法

二　前号に規定する場合以外の場合にあっては、規則第六十七条第一号イからホまでに掲げる方法

○ 漁業区分に係る監理支援機関による監査については、業務が洋上で長期間行われる等の事情に鑑み、規則第67条第1号イに規定する実地による確認に代えて、次の方法によって実施することが求められます。

① 育成就労指導員から、毎日（育成就労が船上において実施されていない日を除く。）1回以上、各漁船における育成就労の実施状況について無線等を用いて報告を受けること。

② 育成就労外国人から、毎月（育成就労が船上において実施されていない月を除く。）1回以上、育成就労の実施状況に係る文書の提出を受けること。

○ また、漁獲物の水揚げの時期・場所は、各漁船の事情により多種多様であることか

ら、業務の性質上、規則第67条第1号ロからホまで及び第4号に規定する方法により監査等を実施することが著しく困難である場合が想定されます。その場合には、他の適切な方法として、例えば、それぞれ次に記載するような方法により実施することが求められます。

ア 規則第 67 条第1号ロによる監査

（ア）育成就労責任者からの報告

ⅰ 育成就労責任者が乗船中の場合：無線等による報告を受けること。

ⅱ 監査を実施すべき時期に育成就労責任者が乗船中でない場合：面談等による報告を受けること。

（イ）育成就労指導員からの報告

ⅰ 育成就労指導員が乗船中の場合：無線等による報告を受けること。

ⅱ 監査を実施すべき時期に育成就労指導員が乗船中でない場合：面談等により報告を受けること。

イ 規則第 67 条第1号ハによる監査

（ア）育成就労外国人が乗船中の場合：上記②の文書提出による報告又は無線等により育成就労外国人に対する聞き取りを行い、下船後次の出航までの間に対面による聞き取りを行うこと。

（イ）監査を実施すべき時期に育成就労外国人が乗船中でない場合：対面による聞き取りを行うこと。

※ 対面による聞き取りは、個別での実施に限らず、集団で実施することとしても構いませんが、1年間に全ての育成就労外国人に対して実施することが望まれます。

ウ 規則第 67 条第1号ニ及びホによる監査

（ア）漁船が出航中の場合：陸上の設備及び宿泊施設その他の生活環境の確認、陸上の事務所等の帳簿書類その他の物件の閲覧を行うこと。

（イ）監査を実施すべき時期に漁船が近傍に寄港中の場合：漁船内の設備及び宿泊施設その他の生活環境の確認、漁船に保管されている帳簿書類その他の物件の閲覧を行うこと。

※ 「近傍（の港）」とは、当該漁船が本拠とする港又はその近辺の港であって、監理支援機関の役職員が訪れるに当たって特段の支障がない港を指します。

エ 規則第 67 条第4号による実地確認

告示第7条（上記①、②）の方法により確認を行うこと。

○ 上記の方法による場合であっても、監査報告書（省令様式第 23 号）を提出し、監査実施概要（追って参考様式として示す予定。）及び訪問指導記録書（追って参考

様式として示す予定。）により記録が求められている内容を満たせるよう監査等を行う必要があります。

○　監理支援機関の業務の運営に関する規程に最低限盛り込むべき事項を示した規程の例を本要領別紙2として示していますので、参考にしてください。

【確認対象の書類】
・ 監理支援機関の業務の運営に関する規程の写し

（8）監理支援機関の業務の実施に関する基準に関するもの

告示
（監理支援機関の業務の実施に関する基準）
第8条　漁業分野に係る規則第六十七条第二十号の告示で定める基準は、監理支援機関が次のいずれにも該当することとする。
一　漁業分野に係る分野別協議会に加入していること。
二　漁業分野に係る分野別協議会において協議が調った事項に関する措置を講ずることとしていること。
三　漁業分野に係る分野別協議会に対し、必要な協力を行うこととしていること。
四　漁業分野における育成就労外国人の受入れに関し、農林水産大臣又はその委託を受けた者が行う調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他業務に対して必要な協力を行うこととしていること。

○　監理支援機関は、漁業分野を取扱い職種の範囲として監理支援事業を行おうとする場合は、分野別協議会に加入していることが必要です。

○　監理支援機関は、分野別協議会で協議が調った事項に関する措置を適切に講じることが必要です。

○　監理支援機関は、分野別協議会に対し、必要な協力を行うとともに、漁業分野における育成就労外国人の受入れに関し、農林水産大臣又はその委託を受けた者が行う調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他業務に対して必要な協力を行わなければなりません。

○　監理支援機関が、分野別協議会において協議が調った事項に関する措置を講じない場合や、分野別協議会等に対し必要な協力を行わない場合には、基準に適合しないこととなります。

○　分野別協議会の加入は、分野別協議会の定める方法により申請することとなります。加入手続の詳細は水産庁にお尋ねください。

【確認対象の書類】
・ 分野別協議会の構成員であることの証明書（監理支援機関）

（9）帳簿書類に関するもの

告示
（帳簿書類）
第9条　漁業分野に係る規則第七十条第一項第九号の告示で定める帳簿書類は、監理支援を行う監理型育成就労実施者の行わせている監理型育成就労に係る業務区分が漁業である場合にあっては、次のとおりとする。
一　第七条第一号イに規定する報告の内容を記録した書類
二　第七条第一号ロに規定する文書

○　漁業区分に係る育成就労を監理する監理支援機関は、次の書類を備えて置くことが求められます。
①　育成就労指導員から、毎日1回以上、各漁船における監理型育成就労の実施状況について無線等により受けた報告の内容について記録した書類（漁業分野参考様式第3号）
②　監理型育成就労外国人から、毎月1回以上、監理型育成就労の実施状況について提出された文書（漁業分野参考様式第4号）

○　監理支援機関が作成し、監理支援事業を行う事業所に備えて置かなければならない帳簿書類は、規則第70条第1項各号に掲げられている書類であり、育成就労制度運用要領第5章第18節に記載されている書類と上記①及び②の書類です。

第4　育成・キャリア形成プログラム

分野別運用方針（抜粋）

第一　特定技能制度及び育成就労制度に共通する事項

4　その他特定技能制度及び育成就労制度に係る制度の運用に共通する重要事項

（1）特定技能外国人及び育成就労外国人のキャリア形成等に関する事項

農林水産省は、関係業界等と協働して、育成就労、特定技能1号及び特定技能2号に係る漁業分野における「育成・キャリア形成プログラム（以下「育成プログラム」という。）」を策定する。

漁業分野における育成プログラムは、必要な技術・知識・資格（専門技能・日本語能力等）等を含む特定技能制度及び育成就労制度を通貫したものとすることを基本とし、特定技能外国人又は育成就労外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとするとともに、関係業界、特定技能所属機関、育成就労実施者等において、受け入れる外国人への計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針とする。

○　漁業分野における育成・キャリア形成プログラムは、必要な技術・知識・資格（専門技能・日本語能力等）等を含む特定技能制度及び育成就労制度を通貫したものとすることを基本とし、育成就労外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとするとともに、関係業界及び育成就労実施者等において、育成就労外国人への計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針です。

○　漁業分野における育成・キャリア形成プログラムは、水産庁のホームページに掲載されます。

第5　技能実習の目標となる試験と育成就労の目標となる試験の関係

○　技能実習の目標となる試験と同一又は相当する育成就労産業分野に係る分野別運用方針に定められた試験の関係は、以下の表のとおりです。

　なお、技能実習を行っていた期間等に応じ、育成就労の通算期間等に関する基準を満たす必要もあるので注意してください。例えば、技能実習を3年以上行っている場合は、育成就労計画の認定を受けることができず、技能実習を2年を超えて行っている場合は、下表において対応する業務区分以外の育成就労を行わせることができません。

技能実習の目標となる試験	育成就労産業分野	業務区分	育成就労の目標となる試験
漁船漁業技能評価試験	漁業分野	漁業	1号漁業特定技能評価試験（漁業）
養殖業技能評価試験		養殖業	1号漁業特定技能評価試験（養殖業）